

公益社団法人

# 館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

安房国総社 鶴谷八幡宮



御社殿



安房国司祭(県無形民俗文化財)  
各社神輿の入祭



安房国司祭(県無形民俗文化財)  
出祭の山車

## 法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である



竜の彫刻(館山市文化財)



館山湾の夕日を望む  
大鳥居

## 主 内 容

- 第48回定時総会、表彰
- 緊急経済対策における税制上の措置
- 納税の猶予をご利用ください
- 館山税務懇話会例会
- 館山税務署人事異動・署長挨拶ほか
- 優良申告法人表彰
- 消費税法改正のお知らせ
- 理事会・委員会・部会の動き
- 健康コーナー「朝、起き抜けに飲む一杯の水」
- 税に関する「絵はがきコンクール」



(公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシール  
を切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して  
下さい。

VOL.120

2020.8.25  
令和2年

令和2年度

## 第四十八回定時総会

令和2年6月3日 法青会館会議室

### 全議案承認可決



公益社団法人 館山法人会  
会長 本間 亨

#### 総会議案

##### 第1号議案

令和元年度事業報告承認の件

##### 第2号議案

令和元年度収支決算報告承認の件、監査報告

#### 報告事項

令和2年度事業計画及び収支予算の件

記念講演・懇談会は中止

総会時に合わせ例年実施していた記念講演会は、一般住民も聴講可能であり、有意義なものでありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からやむなく中止としました。

総会については、来賓の出席を依頼せず、会員の方々の大多数が委任状での対応となり、ごく少数での定時総会開催となりました。

また、総会終了後に実施していましたが懇談会については中止とさせていただきます。

公益社団法人館山法人会の第48回定時総会が6月3日、法青会館会議室で開かれました。まず、本間亨会長が、「新型コロナウイルスの影響で少人数での総会開催になりましたが、令和元年度の諸事

業の実施に当たっては、台風15号等自然災害や消費税増税があり、更に新型コロナウイルスの影響で、一部事業の中止があったが、公益事業の理念に基づき、公益事業の拡充に配慮しつつ、絵はがきコンクールなど租税教育等を含む租税知識の普及・啓発に取り組みとともに、税のオピニオンリーダーとして、また地域社会への貢献に努め、事業を幅広く展開したところです。

議事に入り、令和元年度事業報告・収支決算を原案通り承認した後、理事会承認事項である令和2年度事業計画・収支予算案を報告しました。本来、この後、会員増強協力者への感謝状、会員増強優秀者への表彰状を贈るため、表彰式を開催する予定でしたが、やはり感染拡大防止の観点などから、郵送及び持参の方法により感謝状・表彰状を贈りました。

納税道義の向上、納税推進、地域社会への貢献に努めてまいりたいと思います。みなさまのご支援ご協力をお願いいたします。



定時総会

# 表彰

会員増強協力、優秀者3名に  
感謝状・表彰状

第48回定時総会の終了後、会員増強者表彰の披露が行われました。

会員増強にご協力をいただいた方、会員増強優秀者に感謝状、表彰状及び記念品を、持参及び郵送の方法でお贈りしました。ありがとうございました。

## 感謝状・表彰状の贈呈（順不同・敬称略）

一、公益社団法人館山法人会会長感謝状

（一）会員増強協力

小倉 信雄（大同生命保険株式会社）

二、公益社団法人館山法人会会長表彰状

会員増強優秀者

（ア）支部・部会

女性部会（部会長 清宮 和子）

（イ）役員・個人

加藤 園子（千倉支部）

## おめでとうございます

千葉県法人会連合会の令和二年定時総会が六月十六日三井ガーデンホテル千葉で開催され、席上、全法連会長表彰及び県法連会長表彰が披露され、次の三氏が受賞されました。

## 全法連会長表彰



清宮 和子

常任理事  
南銀鱒荘ことぶき  
取締役

## 県法連会長表彰



本橋 亮一

常任理事  
南もととはし  
取締役



手塚 節

常任理事  
南手塚工務店  
代表取締役

## ビデオ貸します（お問い合わせは電話・FAXで）

わかりやすく解説  
チャプター1..

「経営に差がつく！知って得する「税」のお話」17分20秒

チャプター2..  
「これだけは知っておきたい「決算」対策」18分10秒

※各チャプターの最後に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」を収録しております。

## 災害見舞金

一般社団法人千葉県法人会連合会を通じて、神奈川県公益社団法人緑法人会及び千葉県一般社団法人柏法人会青年部会より災害見舞金をいただき、被害地域（館山市及び鋸南町）へ、役員が持参しました。ありがとうございました。

本年7月に発生した山形県の豪雨災害に関し、公益社団法人村山法人会に義捐金を贈りました。お見舞い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特別措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

## 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合は、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

## 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

## 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

## 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を出した場合  
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
  - ▷ 法人：課税期間の終了日の翌日から2カ月
  - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

#### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

#### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

#### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

#### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

##### 適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
  - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

#### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

#### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

##### 適用要件

#### (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日→令和3年12月31日）

① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

#### (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内→増改築等完了の日から6カ月以内）

① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること

② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

#### 9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人  
**全国法人会総連合**

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6  
FAX: 03-3357-6882

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



新型コロナウイルス感染症の影響で

## 期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

### Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

### Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

### Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です。

### Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**  
法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の  
期限の個別延長に  
ついてはこちら



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
  - ・ 納税について誠実な意思を有する。
  - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
  - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。  
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

### 特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
  - ② 一時に納税することが困難であること。  
（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。  
（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条

令和2年6月

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8：30～17：00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)



## 猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

## 税務署において所定の審査を迅速に行います

### 猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気ににかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

## 三島署長ら新幹部を迎えて



税務懇話会会長挨拶

館山税務懇話会 =納税協力10団体=	
公益社団法人 館山法人会	本 間 亨
一般社団法人 館山青色申告会	小 芝 幸一
千葉県税理士会 館山支部	蜀 西 博
館 山 間 税 会	本 橋 亮一
館山税務署管内 納税貯蓄組合連合会	鈴 木 亮二
千葉県酒造組合 安房支部	亀 田 雄 司
館 山 商 工 会 議 所	石 渡 和 男
安房郡市 商工会長協議会	島 田 誠 一
館山小売酒販組合	今 井 義 明
千葉県即酒販組合 安房支部	川 名 光 俊

館山税務懇話会（本間亨会長）主催により例年開催されてきました館山税務署7月人事異動に伴う特別例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を取りやめ、懇話会各団体の代表者と税務署新幹部により、お互いの紹介と意見交換のみを行い、納税推進へお互いの理解を深めました。

冒頭、主催者を代表して本間

会長が、税務署新体制へ期待と歓迎のこぼし、「私共の団体は納税協力団体として地域に貢献することを考えている。台風・コロナと引き続いての厳しい状況であるが、各団体でお互いに連絡を取りながら会の運営に努めてまいります。着任された税務署の皆様は初めての方が多くと思うが、この地域で有意義に過ごしていただきたい。」と挨拶。

続いて三島敏彦新署長が「常日頃、税務行政に理解ご協力をお願いいたします。この後、お互いの紹介と意見交換を行いました。」

をいたさ感謝しています。署の職員も前年度より5名も減少して厳しいが、前任に引き続きよろしく願います。税務懇話会の皆様方のところへご挨拶に何うと笑顔で迎えていただき、また、自然豊かで、素晴らしい土地柄だと感じている。税務行政の様々な課題を効率的に執行してまいりますので、会の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。」と着任のあいさつ。



税務懇話会署長挨拶

### 高山昇署長は退任、後任三島敏彦署長は

#### 預金保険機構特別業務部審理役から着任

館山税務署で7月10日付の人事異動があり、新体制となりました。高山昇署長は定年退職となりました。

台風や新型コロナウイルスの影響で、実施事業が少ない中で、署長卓話、皇位継承に際して行う宮中祭祀である皇室行事・大嘗祭に参加した時のエピソードなど写真を添えて紹介しながらのわかりやすい税制談義は好評でした。ご指導有難うございました。

後任には、預金保険機構特別業務部審理役から、三島敏彦署長が着任されました。よろしく願っています。

井波正春統括官は北沢税務署法人第1部門統括官として栄転しました。

後任には、国税局課税第一部統括国税実査官付総括主査から藤井雅英統括官が着任しました。

## 着任のあいさつ



館山税務署長  
三島 敏彦

残暑厳しき折、公益社団法人館山法人会会員の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この7月の人事異動により預金保険機構から参りました三島敏彦と申します。前任の高山昇署長同様よろしくお願い申し上げます。この度は本会報を通じて皆様方にご挨拶できる機会をいただき光栄に存じます。

公益社団法人館山法人会の皆様には、平素より税務行政に対して、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。また、本間会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方が長年にわたり意欲的に会の活動に取り組んでこられ、租税教育や地域社会、経済の発展のほか税務行政の円滑な執行に大きな役割を果たしていると同つて、昨年大変強く感じておりました「税に関する絵はがきコン

クール」や「南房総市産業まつり」での税金クイズの実施など様々な活動をされておられ、本年度も引き続き無理のない範囲で事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、わが国の社会経済は、働き方改革及びテレワークの普及とともに大きく変化しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業経営に携わる皆様方におかれましては、大変ご苦勞の多いことと拝察いたします。

このような社会状況の下、国税庁では、我々の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためICTの活用による「納税者利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱とした、「スマート税務行政」に取り組んでおります。その一環として確定申告・年末調整手続のデジタル化、納付手段の多様化、キャッシュレス化や納税証明の発行の電子化などを行っております。

さらに、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利便性向上にも努めております。館山法人会では、e-Taxの利用促進を会を挙げて取り組んでいただいた結果、東京国税

局管内でも高い利用率となっております。心より感謝申し上げます。なお、個人の所得税の確定申告につきましては、ID・パスワード方式を導入しております。利用に当たってあらかじめ本人確認等が必要となりますが、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただけるようになっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により申告や納付が困難な方にはその期限を柔軟に取扱うことや、納税が困難な方には納税の猶予制度を一案内するなど、納税者の皆様の実情に耳を傾けて、迅速かつ丁寧な対応を行っております。皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。消費税に関しましては、昨年10月の改正から1年を経過しようとしております。既に消費税の確定申告をされた方もいらっしやうと思いますが、税率は改正前の8%と改正後の10%及び軽減税率である8%が混在した申告となります。したがって、税率ごとに区分した処理が必要となりますのでご注意ください。今後もし引き続き皆様と連携・協

調をさせていただき制度の周知、広報などを実施するなど、きめ細かい対応を行って参りますのでどうぞよろしくお願いたします。

当署管内である安房地域は、四季を通じ温暖な気候のもと美しい自然が季節ごとの様々な顔を見ることができ、とてもおおいがでできると同つております。また、歴史と伝統の地であり様々な景勝地や多くの人情味あふれるすばらしい土地柄であることも伺っております。残念ながら現時点では各種イベントやお祭りなどを体験・拝見できそうもありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、新しい生活スタイルのものや何ができるかを少しずつ模索していこうと思っております。自然豊かで風光明媚という言葉がピッタリのすばらしい環境の下で会員の方向の期待を抱えており一杯努力したいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を願ひ申し上げます。

結びに当たり、館山法人会の益々の発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 離任のあいさつ



前館山税務署長  
高山 昇

秋暑の候、公益社団法人館山法人会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私事ですが、この7月9日付をもちまして、館山署を離任することとなりました。思い出深いこの安房地を離れることへの寂しさを痛感すると共に、令和という新しい時代の一頁、不安を胸に着任した1年前が夢のように思えます。本間会長はじめ役員並びに会員の皆様には、ひとかたならぬご厚情を賜り、無事職責を果たすことができましたことに厚くお礼申し上げます。

在任期間中は、台風15号を始めとしその後の台風や大雨による未曾有の被害、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言による大幅な自粛など安房地に甚大な被害をもたらす事象がありました。今もなお不便な生活を送られている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。一日も早く平穩

な生活に戻れるよう心からお祈り申し上げます。

館山法人会は「よき経営者を目指すもの団体」として、租税の啓蒙活動や社会貢献活動などに積極的に関わり、租税意識の普及・納税意識の高揚、地域の発展に大きく貢献して頂いております。

鴨川で行われた理事会以降、例年行われる活動には多々制約がありました。また、「南房総市産業まつり」の出店などは復旧、復興の一助に、また、小孝先生の「税の絵巻書」の「書写」活動は地域に希望の明かりを灯すものになったものと思います。

個人的には、学生以来運動を避けてきたところ、冷雨の中行われた「若潮マラソン」10kmの部に参加させていただき、無事走り切った感慨は今でも忘れることはできません。

館山法人会は、全国的にも高い加入率を誇り、会員の皆さまの優れた団結力と組織力を有しております。時節柄、制約が続くことも想定されますが、その組織力を大いに発揮していただき、会員の皆様のため、地域の皆様のため創設工夫を凝らした活動を今後とも展開されますことを御期待申し上げます。

本来であれば、各支部の皆様にお会いして感謝の意をお伝えさせていただきます。

て頂かなければならないところではございますが、書面でのあいさつとともに、私同様後任の三島署長にも皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、館山法人会の皆さまのご発展、会員の皆様方のご健勝、並びに「事業会」の繁栄を祈念いたします。一年間大変お世話になりました。

## 離任のあいさつ



前法1総括官  
井波 正春

残暑の候、公益社団法人館山法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私ごと、この七月の定期人事異動により、北沢税務署勤務を命ぜられ、過日着任いたしました。実は、私自身このあいさつ文をこの夏に書くことになろうとは、まったく予期しておらず、着任した北沢税務署のデスクで慌ただしく書かせて頂くこととなりました。

思えば、昨年7月に館山税務署に着任して皆様にご挨拶させていただいたのもつかの間、9月から台風災害が続く、年が明けてからは、コロナ禍に突入してしまい高山署長のもと常にイレギュラーな対応を求められ、その答えを模索する毎日でした。中でも、法人会の活動においても、支部ゼミ等の行事の開催を断念せざるを得ない状況となってしまう、結果的に各支部の皆様と十分な情報交換ができなかつたことが、とても心残りとなっております。

また、役員や事務局の皆様方には、自らの自宅や主宰法人の事務所が被災されている中で、法人会の行事に参加いただき本当に頭の下がる思いでした。青年部会では小学校での租税教室の講師や、南房総産業まつりでの広報活動、女性部会において、税の絵はがきコンクールなど、それぞれの行事において、館山法人会の皆様には精一杯頑張っていたが、心より感謝申し上げますとともに、皆様方からご教示いただいた数々のことは、本当に勉強になりました。私のこれからの税務行政に活かしていきたいと思えます。

コロナ禍の中、館山では夕方の散歩を日課としておりまして、糠の垣根に挟まれた路地を通り抜け、神社の階段を登り切った高台から望む、北条海岸に沈む夕陽の美しさが忘れられません。また、同時にお世話になった法人会の皆様方の優しい顔も思い出されます。安房地域の歴史文化、風景などが皆様方のバックボーンとなっていることが、少しだけ理解できた1年間でした。

結びにあたりまして、公益社団法人館山法人会の皆さまのご発展と会員の皆様のご健勝及びご事業の発展を祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。



前審理担当調査官  
近 佳彦

## 離任のあいさつ

この度の人事異動により日黒税務署へ転任し、過日、着任しました。館山税務署在任中は、皆様は大変お世話になり、誠にありがとうございました。一昨年7月に館山署異動にあたり、館山税務署に在任した方より館山署管内の方はとてもやさしい人が多く、ご飯もおいしく、景色も素晴らしいことも充実した時間を過ごせると言われ期待に胸を膨らませて着任しました。館山法人会の皆様をはじめととも素晴らしい方が多く、身に余る貴重な時間を過ごさせていただきました。また、何もできない私の成長を辛抱強く見守っていただいた事務局の皆様には、感謝の言葉もございません。

公益社団法人館山法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

# 館山署新体制プロフィール

①前任部署 ②出身地 ③趣味



個人課税部門  
統括国税調査官

**小倉 淳**

- ①留任
- ②栃木県
- ③ドライブ・釣り



徴収部門  
統括国税徴収官

**土田 英樹**

- ①浜谷・徴収・連調官
- ②神奈川県
- ③ドライブ



管理運営第2部門  
統括国税徴収官

**鈴木 陽子**

- ①留任
- ②千葉県
- ③読書・水泳



管理運営第1部門  
統括国税徴収官

**村上 敬**

- ①横浜中・管運・統括官
- ②熊本県
- ③読書



総務課長

**坊野 武彦**

- ①課一・統括実査官・総括主査
- ②鹿児島県
- ③自転車



署長

**三島 敏彦**

- ①預金保険機構・審理役
- ②埼玉県
- ③ガーデニング



総務係長

**福田 智昭**

- ①留任
- ②群馬県
- ③読書・スポーツ観戦



法人課税第1部門  
(審理担当)

**三棹 貴史**

- ①麹町・法人・調査官
- ②岡山県
- ③読書



法人課税第2部門  
統括国税調査官

**室井 定明**

- ①留任
- ②福島県
- ③読書・ドライブ



法人課税第1部門  
統括国税調査官

**藤井 雅英**

- ①課一・統括実査官・総括主査
- ②長野県
- ③カラオケ



資産課税部門  
統括国税調査官

**兼重 直樹**

- ①留任
- ②大阪府
- ③海外旅行

## 優良申告法人表敬

### 房州物流株式会社

法人名 房州物流 株式会社

本店所在地 館山市館山95番地

代表者名 代表取締役 本岡 亨

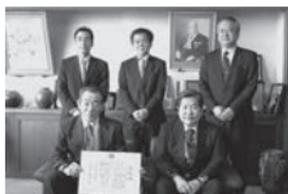
事業内容 建材販売・内航輸送・貨物自動車運送

資本金 8,400万円

従業員 117名

優良申告法人として館山市の房州物流株式会社が表敬されました。これは日頃からの経営努力と適正な申告と納税が評価されたものです。

4月24日に高山署長が会社を訪問して表敬状の伝達が行われました。



国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には**ダイレクト納付**が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用希望の届出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

「e-Tax」なら  
国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。

電子申告で効率UP!



# 消費税法改正のお知らせ

令和2年4月  
国 税 庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

## I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「**消費税申告期限延長届出書**」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る**消費税の確定申告の期限を1月延長**することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利息税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「**中間申告**」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「**課税期間の特例により短縮された課税期間**」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「**国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例**」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「**消費税申告期限延長届出書**」を提出した場合には、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【**適用開始時期**】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

## II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

### 1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う**居住用賃貸建物**（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物<sup>※1</sup>以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高価資産<sup>※2</sup>に該当するもの）に係る**課税仕入れ等の税額**については、**仕入税額控除の対象としない**こととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 高価特定資産及び調整対象自己建設高価資産の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）と合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【**適用開始時期**】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。  
【**経過措置**】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。



#### Ⅳ. 高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例の制限

事業者が、**高額特定資産<sup>※1</sup>**である**棚卸資産等**について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定(以下「**棚卸資産の調整措置<sup>※2</sup>**」といいます。)の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができない**こととされました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

##### ○適用関係の具体例

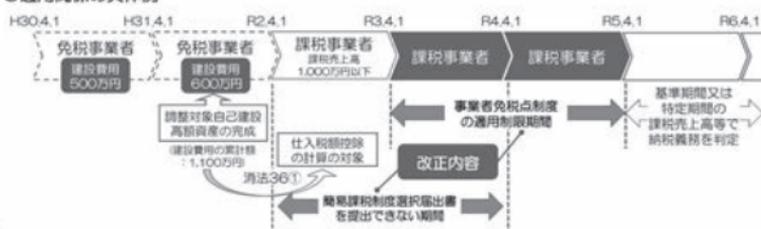


同様に、事業者が、**調整対象自己建設高額資産<sup>※3</sup>**について、**棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合**にも、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間(その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができない**こととされました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※3 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

##### ○適用関係の具体例



【適用開始時期】令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合から適用されます。

## V. 輸出物品販売場制度の見直し

### 自動販売機型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場の許可の区分として、自動販売機型輸出物品販売場（免税販売手続が自動販売機によってのみ行われる市中輸出物品販売場をいいます。）を追加することとされました。

#### 【自動販売機型輸出物品販売場の許可要件】

自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

- 課税事業者が経営する販売場であること。
- 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと  
その他輸出物品販売場を営業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- 一の指定自動販売機®のみを設置する販売場であること。

※ 指定自動販売機とは、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものをいいます。

なお、指定自動販売機を設置する販売場ごとに自動販売機型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

また、自動販売機型輸出物品販売場制度の創設に伴い、一定の要件を満たし税務署長の承認を受けた事業者は、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置することが可能となりました。

【適用開始時期】令和3年10月1日以後に行われる輸出物品販売場の許可及び臨時販売場を設置する事業者の承認から適用されます。

自動販売機型輸出物品販売場制度の詳細については、決まり次第、国税庁ホームページに公表します。

### ～免税販売手続が電子化されました～

平成30年度税制改正により、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直しされ、これらの手続が令和2年4月1日から電子化されました。

令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日までに免税販売手続の電子化®に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできませんので、ご注意ください。

※ 免税販売手続の電子化について詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページに掲載している「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A（平成30年6月）（令和元年7月改訂）」をご覧ください。

URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/O2.pdf>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

# 理事会

# 委員会

# 部会

# の動き

## 理事会等

### ◎第三回理事会

三月十六日(月)

夕日海岸昇鶴

・令和2年度事業計画及び収支予算案について

・令和元年度事業の執行状況の報告について

・総会・理事会の日程等について

出席者 三十七名

### ◎監査会

四月十五日(水)

法青会館にて

・令和元年度収支決算監査

出席者 五名

### ◎新年度第一回理事会

定款第38条により決議の省略を行った。

・令和元年度事業報告

・令和元年度収支決算

・第四十八回定時総会の日程等について

## 税制委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員会の開催を取りやめていた。

## 広報委員会

### 会報編集会議

### ◎第一回広報委員会

七月二十九日(水)

法青会館にて

・会報第二〇〇号編集会議

出席者

八名



第1回広報委員会 7月29日

## 厚生委員会

県法連福利厚生制度推進大会(7月3日)が予定されていたが、開催中止となった。

## 青年部会

### ◎役員会(支部長以上)

三月十一日(水)

沙舟

・定時総会について

参加者

十名

### ◎定時総会

五月十一日(月)………中止

◎青連協・女連協合同講演会・交流会

六月二十五日(木)

ポータルプラザちば………中止

## 女性部会

### ◎社会貢献活動

一月二十六日

若潮マフソン会場でイベント支援(お汁粉・焼き芋配布)等を予定していたが、悪天候のため取りやめ、代わって、福祉施設にお汁粉・焼き芋等を配布(前日・前々日に事前準備あり)

◎法人会全国女性フォーラム愛媛大会

四月十六日開催予定であったが、大会が十一月二十五日に延期

(その後中止が決定)

◎定時総会

五月十三日(水)………中止

◎青連協・女連協合同講演会・交流会

六月二十五日(木)………中止

## 源泉研究部会

### ◎定時総会

五月八日(金)………中止

## 医療部会

### ◎定時総会

五月八日(金)………中止

## 年に一度は生活習慣病チェック

# 一日人間ドック型式で

くわしい内容と受付は11月に会員全員に封書で通知します。

### 健診コース・検査項目

- ◎ A コース(基本コース) 全46項目
- ◎ S コース(若年者コース) 全43項目
- ◎ 総合コース(ドック健診) 全56項目

会員は特別料金(割引)で実施しています。

# 健康コーナー

## 朝、起き抜けに飲む コップ一杯の水の様々な効能

医療ジャーナリスト 大谷 克 彦

### ◆新陳代謝を促し、便秘の解消にも 大きな役割を

朝が来て目が覚めたら真っ先にコップ一杯の水を飲みなさい、と父や母からつけられて育った人は、かなり多いのではないのでしょうか。家訓と言うのは少しオーバーにしても、古くから多くの家庭で「三杯ではいけないよ」と親から子に脈々と伝わった「健康に生きていくための慣行」だったと思われれます。自分の健康を守るのが、たった一杯の水で済むのですから、素晴らしい先人の知恵だ、つくづく感心します。

人間の体とは不思議なもので、体重の約3分の1は水分が占めています。日常的には1日に約2リットルの水分を飲み物や食べ物から体内に取り入れ、ほぼ同量の水分を小水や汗として体外に送り出しています。そして重要なのは、夜になつて眠っている時も水分は皮膚から排出を続けていることです。もうお分かりでしょうが、朝の起き抜けの水は何よりも夜に失った水分の補給

で、より強固に元気づけてくれるはず。

### ◆朝だけでなく、寝る前にコップ一杯の水を激奨する説も

朝の水は一般庶民の日常生活の中から生まれ、伝承されてきた健康の知恵と言えます。「怖い病気を防ぐためには是非とも就寝前にもコップ一杯の水を飲むように」と、予防医学の立場から力説している医師がいます。寄生虫の研究者としての世界で知らない人はいないと言われる免疫学者の藤田敏一郎・東京医科歯科大名誉教授です。なぜ寝る前にも必要かと言うと、人間は睡眠中に大量の汗をかくて水分を失い、明け方に致死率の高い脳梗塞、心筋梗塞を発症するケースが非常に多いからです。

先生によると、人間が就寝中に失う水分は、皮膚からの汗のほか呼吸による水分の放出も加えると、一晩で約500ミリリットル、多い時は1リットルにも及びます。これだけ減れば朝まで体はカラカラ、血液はドロドロになり、ドロドロ口血が脳で詰まれば脳梗塞、心臓で詰まれば心筋梗塞を引き起こします。

しかし、血液のドロドロ化が明け方の何時ごろ起きるかは分かっているまいやん。ですから夜中のいつでもいように、就寝前に予防の水が必要なのです。そこで先生は「寝る前一杯の水は宝水、目覚めの水は生命の源」と、極めて分かりやすいフレーズで、水分の補給は夜と朝に欠かせないと説きます。

これに対し、主旨は理解できて夜に

トイレで起きるのは辛いから寝る前の水は勘弁して、という人が多くいます。それに對し先生は「脳梗塞や心筋梗塞になって死んだり寝たきりになったりすること比べると、トイレに起きるくらいは何ですか」と反論します。「ま水」とは生をつなく水のこと、生きるかトイレか、これは個々の判断に任せしかありません。

さて飲み水と言えは皆井戸水や一本化していましたが、現在は水道水を別格にミネラルウォーター、天然水、海洋深層水など市販品も多く出回っています。また同じ地下水でもWHO(世界保健機関)の規定でカルシウムやマグネシウムの含有量の多いものは硬水、少ないものは軟水と分けられます。日本の水はほんの一部を除いて、飲みやすいと言われる軟水で、水道水も同じです。ただ水道水はカルキ臭いし苦手な人は、前日に沸騰させて白湯にして、常温で飲んでいるようです。硬水は少なく、北欧産の天然水がそうだと思います。朝の天然水が体を引き締めたいたから、冬でも冷水が好まれます。夜の水は、アルカリ性の軟水、常温が先生のお勧めです。

#### 「筆者紹介」

大谷克彦(おおたに・かつひ) 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医療ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身。在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。



千倉小学校 入選作品  
 鋸南小学校 入選作品

五十音順

入 選 (千倉小学校)



千倉小学校 6年  
 石井美羽



千倉小学校 6年  
 井高裕太



千倉小学校 6年  
 上本和紗



千倉小学校 6年  
 臼井彩夏



千倉小学校 6年  
 大野心美



千倉小学校 6年 佐賀彩夏



千倉小学校 6年 早川心瑚



千倉小学校 6年 森本 愛



千倉小学校 6年 行縄愛良



千倉小学校 6年 渡邊友悠

入 選 (鋸南小学校)



鋸南小学校 6年 石奇潮音



鋸南小学校 6年 伊藤風沙



鋸南小学校 6年 猪 祥永



鋸南小学校 6年  
 小藤田二香



鋸南小学校 6年  
 柴田幸和



鋸南小学校 6年  
 新藤麻帆



鋸南小学校 6年 戸田菜乃華



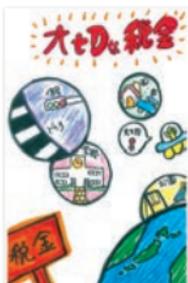
鋸南小学校 6年 富永芹菜



鋸南小学校 6年  
 藤田暖羅

館山法人会会長賞

舘南小学校6年 松淳 瑠璃



舘山税務番長賞

千倉小学校6年 吉田淳之助



舘山法人会青年部会長賞

舘南小学校6年 青木 悠斗



# 第5回 税に関する絵はがきコンクール

女性部会が主導。青年部会が行った租税教室のあと絵はがき作成依頼。今年も千倉小学校、舘南小学校で実施（6年生対象）。

舘山法人会女性部会長賞

千倉小学校6年 青木野乃心



## 編集後記

昨年、台風被害で大きな打撃を受け、復旧復興に向けて各種対策を講じていた矢先、今度は新型コロナウイルスの猛威により、感染防止対策の徹底をはじめ、日帯や活様式が一変する事態となっています。感銘を乗り越え、明るい話題が欲しいと思うのですが、なかなか明るい話題を耳にすることがありません。管内の三市一町が一体となり、安房地域に住んでよかったと思えるよう、皆さんが明るく前を向いている姿を願ってやみません。

「明けなご夜はなご」The night is long that never finds the day  
(シェークスピアの戯曲「マクス」より)

この祭りは「安房やわたんまつ」として千葉県指定無形民俗文化財になっています。

（観座地）千葉県館山市八幡六八番地

【表紙】安房国総社 鶴谷八幡宮 ◆ 歴史と文化 歴史と文化 歴史と文化  
（鶴谷八幡宮の成り立ち）  
当社は平安朝の御期より、今度千倉村地安房国総社の社として、国府の地現在の千葉県館山市に御遷されまじ。現在、千葉県館山市に元八幡社（南房総市指折御所）と称する神社があります。このことが社祭りの由と云われています。

当社の祭式には八所祭といふ祭式がありますが、これは当時、総社を八所明神とも称したことから起つたもので、これによつて、当社が昔の総社の後身であることが分かります。源朝公が鎌倉に帰地を開き（一一八五年）、諸国に諸地頭を置くことになり、国司の権勢が次第衰え、総社の崇敬も衰微するものになりました。一方、源氏は八幡大神を氏神として崇敬しましたので、総社の中の八幡大神が特に崇敬されるようになり、遂には総社が改変されて八幡宮となり、鎌倉も現在の処に移されたことと伝えられています。

移された時代については、明確な記録がありませんが、旧では鎌倉時代の頃と推察されています。伝えによれば、源朝公は安房国より再三折、当社に詣り、武運長久を祈つたと言われています。又神社の旧記に建保年間（一一三三）年、鎌倉将軍源朝公が社殿を遷奉したことが記されています。

その後里見氏の時代に至り、鎌倉幕府古河公方及里見氏某代の厚い崇敬をついで、里見氏より一七二石の社領が寄進されました。又永享五年（一五〇九年）に里見家第三当主善通公が社殿再建したのを初め、義興、義我、義弘、義興、義謙公等が代々社領を修繕奉納しています。徳川幕府も里見氏とをとり、同じく一七五斗の社領を寄進しました。明治六年に郷社に列せられたが、大正二年（一九一三年）の震災で本殿は倒壊しましたが、再殿・幣殿は倒壊し、昭和七年以前と同じ規模で復元され、昭和五年に郷社に別せられ、昭和五十年九月、創設千五十年大祭の記念事業として本殿を改修、名称も舘山八幡宮と改められました。

《やわたんまつ》（安房国司家・例大祭）  
当社の例大祭は、昔の国司家を継承したものと伝えられています。年一度の例大祭には多くの人が参拝し、昔府中では市も開かれ大賑わいだと云われています。総社が改変され八幡宮となり、現在の地に遷されたから、この国司祭は当社が変わって参拝し、九月の敬老の日の前の土曜日に執り行われています。